

平成29年第9回邑南町議会定例会(第5日目)会議録

1. 招集年月日 平成29年12月4日(平成29年11月28日告示)

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 会 平成29年12月15日(金) 午前 9時30分

散会 午前10時40分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
管財課長	朝田 誠司	定住促進課長	三上 直樹	企画財政課長	柳川 修司
町民課長	種 由美	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	種 文昭	建設課長	土崎 由文
水道課長	川中 栄二	保健課統括課長補佐	上田 郁子	会計課長	渡邊 庸子
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	日高 始	生涯学習課長	大橋 覚
監査委員	森脇 義博	農業委員会長	田中 正規		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大賀 定 事務局管理監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成29年第9回邑南町議会定例会議事日程(第5号)

平成29年12月15日(金) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 陳情の委員長報告

陳情第2号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情

日程第3 議案の討論、採決

議案第118号 邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第119号 邑南町介護保険条例の一部改正について

議案第120号 指定管理期間の変更について

議案第121号 邑南町立保育所条例の廃止について

議案第122号 財産の無償譲渡について(邑南町立いわみ西保育所施設)

議案第123号 財産の無償譲渡について(邑南町立東保育所施設)

議案第124号 財産の無償譲渡について(邑南町立日貫保育所施設)

議案第125号 財産の取得について

議案第126号 権利の放棄について

議案第127号 平成29年度邑南町一般会計補正予算第7号について

議案第128号 平成29年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について

議案第129号 平成29年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について

議案第130号 平成29年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号について

議案第131号 平成29年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号について

議案第132号 平成29年度邑南町水道事業会計補正予算第1号について

日程第4 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第133号 指定管理者の指定について

議案第134号 指定管理者の指定について

議案第135号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第5 議会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発委第3号 地方の道路整備促進を求める意見書の提出について

日程第6 閉会中の継続審査・調査の付託

日程第7 議員派遣について

平成29年第9回 邑南町議会定例会(第5日目)会議録

【平成29年12月15日(金)】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。12番、亀山議員、13番、石橋議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 請願の委員長報告

- 議長(山中康樹) 日程第2、陳情の委員長報告を議題といたします。本議会定例会において、陳情第2号、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情が、総務教民常任委員会に付託されております。この審査結果について、委員長の報告を求めます。  
中村 総務教民常任委員長。

(委員長登壇)

- 中村総務教民常任委員長(中村昌史) 陳情審査の報告をいたします。邑南町議会議長、山中康樹様、総務教民常任委員会委員長、中村昌史。陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則93条第1項の規定により報告します。陳情審査報告について、受理番号、陳情第2号。付託年月日、平成29年12月4日。件名、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情。審査結果、不採択。委員会の意見、この陳情は新日本婦人の会邑智支部、支部長、石橋由岐子より、由岐子氏より提出されたもので、願意に沿った意見書の提出を求めている。本委員会で審査した結果、核兵器は禁止すべきだという陳情の趣旨には全委員が賛同した。しかし、核兵器禁止条約に核保有国が参加していないことで、核兵器禁止についての実効性に課題があること。核拡散防止条約、包括的核実験禁止条約などの交渉内容との整合性の問題。また、日米安保体制下の日本が条約に参加することの立場的矛盾など、現段、現段階で解決すべき問題、すべき問題点が多くあり、意見書は提出すべきでないとの認識で一致した。採決の結果、全員反対で不採択とした。以上でございます。

- 議長(山中康樹) 以上で、委員長報告は終了いたしました。委員長報告に対する質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いですので、質疑を終了いたします。

(委員長降壇)

- 議長(山中康樹) これより、討論に入ります。本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって、討論は、原案である陳情第2号に対する賛成討論から始め、反対討論、賛成討論と交互に行います。始めに、陳情第2号への賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。したがって、原案については、原案について採決いたします。陳情第2号、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情を採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- 議長(山中康樹) はい、賛成なし。したがって、陳情第2号、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択についての陳情につきましては、不採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案の討論・採決

- 議長(山中康樹) 日程第3、議案の討論、採決。これより、議案の討論、採決に入ります。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。始めに、議案第118号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第118号に賛成の方の挙手を求めます。

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第118号、邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第119号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第119号に賛成の方の挙手を求めます。

- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第119号、邑南町介護保険条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第120号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第120号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第120号、指定管理期間の変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第121号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第121号に賛成の方の挙手を求めます

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第121号、邑南町立保育所条例の廃止につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第122号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第122号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第122号、財産の無償譲渡につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第123号の、に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第123号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第123号、財産の無償譲渡につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第124号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第124号に賛成の方の挙手を求めます。
- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第124号、財産の無償譲渡につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第125号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第125号に賛成の方の挙手を求めます。
- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第125号、財産の取得につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第126号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第126号に賛成の方の挙手を求めます。
- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第126号、権利の放棄につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第127号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第127号に賛成の方の挙手を求めます。
- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第127号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第7号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第128号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第128号に賛成の方の挙手を求めます。
- 議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第128号、平成29年度邑南町国民

健康保険事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第129号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第129号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第129号、平成29年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第130号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第130号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第130号、平成29年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第131号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第131号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第131号、平成29年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第132号に対する討論に入ります。始めに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第132号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第132号、平成29年度邑南町水道事業会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 議案の上程、説明、質疑、討論、採決



●**議長(山中康樹)** 日程第4、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。町長から、議案第133号、指定管理者の指定について、議案第134号、指定管理者の指定について、議案第135号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について、以上3議案が提出されましたので、これを議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

●**石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** ええ、議案第133号から議案第134号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第133号、邑南町いこいの村しまね等の指定管理者を株式会社雲海に指定しようとするものでございます。次に議案第134号、邑南町香木の森公園総合案内施設の指定管理者を一般社団法人食と農人材育成センターに指定しようとするものでございます。以上、詳細につきましては、商工観光課長から説明をさせますのでよろしく願いいたします。

●**商工観光課長(種文昭)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 種商工観光課長。

●**商工観光課長(種文昭)** 議案第133号から議案第134号についてご説明申し上げます。まず、議案第133号、指定管理者の指定についてでございますが、邑南町いこいの村しまね等の指定管理につきましては、指定管理者の公募を行った結果、2団体から応募がございました。事業提案を受けて選定委員会で選定した結果を庁議に諮り、指定管理者の候補を最終決定し、本日提案させていただくものでございます。指定管理者を指定する公の施設でございますが、まず、邑南町いこいの村しまね、次に香木の森公園内のバンガロー、次にいわみ温泉活用施設、これは霧の湯でございます。次に邑南町農林漁業体験施設、これは香遊館とレストラン彩でございます。次に指定管理者となる団体の名称でございますが、株式会社雲海、この団体を指定管理者候補として提案させていただきます。指定管理者となる団体の所在は、邑南町高水2, 467番地10でございます。指定の期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日の5年間でございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に議案第134号、指定管理者の指定についてでございますが、邑南町香木の森公園総合案内施設の指定管理につきましては、同じく指定管理者の公募を行った結果、1団体から応募がございました。事業提案を受けて選定委員会で選定した結果を庁議に諮り、指定管理者の候補として最終決定し、本日提案させていただくものでございます。指定管理者を指定する公の施設でございますが、香木の森公園内の総合案内施設、これは香夢里でございます。次に指定管理者となる団体の名称でございますが、一般社団法人食と農人材育成センター、この団体を指定管理者候補として提案させていただきます。指定管理者となる団体の所在は、邑南町日和1, 019番地3でございます。指定期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日の5年間でございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

●**石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** ええ、議案第135号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、これは国の人事院勧告に伴う改正でございます。ええ、詳細につきましては、総務課長から説明をさせますのでよろしく願いいたします。

●**総務課長(服部導士)** 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●総務課長(服部導士) 議案第135号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。この度の改正は、人事院勧告に基づき給料、手当などを改正するものでございます。なお、今回の改正においては、施行日の違いから第1条と第2条に分けております。第1条は人事院勧告の改正について、第2条は一時金の計算を12月1日としているため、通常6月と12月に戻すための改正です。まず、改正文をご覧くださいますと、はじめに第1条が、そして12枚めくっていただいたところに、ええ、給与表の下に第2条がございまして、給与表の下に第2条がございまして、そして、もう1枚めくっていただいたところに附則をご覧くださいたいと思います。

まず、第1項が施行日について、第1条は公布の日から、第2条は平成30年4月1日としております。第2項が第1条の施行、適用日について、ええ、給料表に関する部分は平成29年4月1日とし、一時金に関する部分は平成29年12月1日としております。第3項については、これまで支給した給与は、改正後の給与の内払いとするための規定でございまして、それでは1枚めくっていただいたところに、新旧対照表がございまして、ええ、まず第1条分で、適用が平成29年4月1日と平成29年12月1日に関するものでございまして、まず、第9条の初任給調整手当ですが、第1号で医師の月額を500円増額し、414,300円に、第2号で欠員の補充が困難な職の月額を100円増額し、50,700円にしております。次に第20条の勤勉手当ですが、1枚めくっていただき第2項第1号は、正規職員の率を0.1月分の加算で100分の95に、第2号では再任用職員の率を0.05月分加算で100分の47.5に改正しております。次に附則ですが、以下について今回新たに追加をしております。この度の人事院勧告は、平成28年に実施した給料表の総合的見直しにより、引き続き現級補償を受けているものがございまして、これらの調整を行う必要があり行なうものでございまして、まず、第15項ですが、現在現級補償を受けているもので、給料表の改正後も引き続き現級補償を受けるものであって、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、給料表の改正前と改正後の差額を支給するとしております。なお、条文中段にございまして黒丸でございまして、交付の時番号に入れ替えます。次のページの第16項ですが、同じく現在現級補償を受けているもので、給料表の改正により平成29年4月1日、あるいは平成30年1月1日から現級補償を受けなくなるものについては、平成29年4月1日から同年12月31日までの間、給料表の改正前と改正後の差額を支給することとしております。次の別表第1は、国の給料表に応じた給料表の改正となっております。

続いて11枚めくっていただき、第2条に関するものでございまして、お手元のたぶん最終ページになろうかと思います。ええ、この第2条が施行日を平成30年4月1日とするものでございまして、第20条の勤勉手当につきましては、前にご説明いたしました人事院勧告による勤勉手当の0.1月分の加算について、全て12月支給として処理することとしておりましたので、来年度以降6月と12月に振り分ける必要がありまして改正するものです。第2項第1号は正規職員の率を100分の90に、第2号は再任用職員の率を100分の45に改正をしております。以上、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございまして、よろしく願いいたします。

●議長(山中康樹) 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了しました。これより、質疑に入ります。始めに、議案第133号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 12番、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) ええ、いこいの村ほか、この指定管理につきましては、ええ、今年の早い時期ですか、食中毒が発生した時、いろいろこの会社の経営の内部的なものが指摘されたところであります。過去にはこのいこいの村の指定管理は、公募によらず指名指定ということであったんですが、この度あえて公募して、あの指定管理を、先を選定されました。これが、この継続して株式会社雲海に決められた理由として、ああ、この年の初めに出てきました、あの、その会社の従業員に対する処遇であるとか、それと、ええと、内部留保金をその施設の修繕に充てるためということも聞いておりましたが町がその施設を修繕するところと会社が修繕するところと、その縦分けもこの度の計画書並びに運営方針が出る中で、ああ、従業員の処遇と修繕のことにつきましてもしっかりした解決策ができておると理解して指定されたのかということをお伺いいたします。

●商工観光課長(種文昭) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 種商工観光課長。

●商工観光課長(種文昭) ええ、この度の公募にあたりまして、ええ、処遇改善でございますが、ええ、株式会社雲海さんの方で役員体制を強化されて、その人事担当の役員さんもおられまして、処遇改善はすでに進められております。ええ、修繕に関することでございますが、これまでどおり修繕は、ああ、20万、20万までは指定管理先、それ以上は町がという協定でございまして同じくその提案がございました。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、その提案があつて、それはしっかり、あのお、実行されるものと審査会の方では理解されて指定されたものかどうかということをお伺いいたします。

●商工観光課長(種文昭) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 種商工観光課長。

●商工観光課長(種文昭) ええ、提案の中で修繕箇所を年次計画で修繕していくというしっかりした計画を出されておりますので、そこはそうように選定委員会の中で理解しました。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、従業員の処遇についての計画書についてはどうでしょうか。

●商工観光課長(種文昭) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 種商工観光課長。

●商工観光課長(種文昭) ええ、先ほど申しましたように処遇改善についても、この4月からすでにそれは取り組まれておりまして、そのことも計画の中に盛り込まれております。

●議長(山中康樹) ほかに無いですか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いですので、議案第133号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第134号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いですので、議案第134号に対する質疑に、を終わります。続きまして、議案第135号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いですので、議案第135号に対する質疑を終わります。これより、議案の討論・採決に入ります。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交

互に行います。始めに、議案第133号に対する反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第133号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長（山中康樹） はい、全員賛成。したがって、議案第133号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第134号に対する質疑に入ります。討論に、ええ、議案第134号に、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第134号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長（山中康樹） はい、全員賛成。したがって、議案第134号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第135号に対する反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第135号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長（山中康樹） はい、全員賛成。したがって、議案第135号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●議長（山中康樹） ここで、暫時休憩といたします。

—— 午前10時03分 休憩 ——

—— 午前10時04分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 町長提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●議長（山中康樹） 再開をいたします。ただいま、町長から、議案第136号、議案第137号、議案第138号、議案第139号が提出をされました。これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思います。これに異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、議案第136号から議案第139号までを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定をいたしました。追加日程第1、議案第136号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第8号について、議案第137号、平成29年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について、議案第138号、平成29年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号について、議案第139号、平成29年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号について、以上4議案を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

●石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●議長（山中康樹） 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** ええ、議案第136号から第139号までの提案理由をご説明申し上げます。議案第136号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第8号は、歳入歳出それぞれ1千88万3千円追加するものでございます。議案第137号、平成29年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ27万8千円追加するものでございます。議案第138号、平成29年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ9万4千円追加するものでございます。議案第139号、平成29年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ38万3千円追加するものでございます。以上、詳細につきましては、企画財政課長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

●**企画財政課長** 議長、番外。

●**議長(山中康樹)** 柳川企画財政課長。

●**企画財政課長** 議案第136号から議案第139号までのご説明を申し上げます。今回の補正は、人件費を計上しております全会計において本年の人事院勧告によります、勤勉手当0.1ヶ月分の改定及び給与の改定が本年4月にさかのぼって適用されるための増額並びに一般会計において特別職報酬等審議会開催に伴う報酬及び費用弁償を増額するものでございます。4議案ございます。

それではまず議案第136号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第8号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1千88万3千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を118億4千787万5千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。17款繰入金2項基金繰入金でございます。財政調整基金の繰入金を1千88万3千円の増額とするものでございます。6ページをお開きください。歳出でございます。1款議会費1項議会費から2款総務費3項戸籍住民基本台帳費までそれぞれ職員給与費を増額とするものです。なお、2款総務費1項総務管理費の1目一般管理費では029特別職報酬等審議会費として、特別職報酬等審議会を開催するための報酬及び旅費を4万5千円の増額とするものです。8ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費から4款衛生費1項保健衛生費までそれぞれ職員給与費を増額とするものです。なお、3款民生費1項社会福祉費の1目社会福祉総務費では005国民健康保険事業特別会計繰出金を27万8千円の増額と、4款衛生費1項保健衛生費の1目保健衛生総務費では005下水道事業特別会計繰出金(生活排水等)を6万2千円の増額と、同じく1目保健衛生総務費では006直営診療所事業特別会計繰出金を9万4千円の増額とするものでございます。10ページをお開きください。同じく4款衛生費1項保健衛生費から6款農林水産業費2項林業費までそれぞれ職員給与費を増額とするものです。なお、6款農林水産業費1項農業費の5目農地費では006下水道事業特別会計繰出金(農業集落排水)を8万円の増額とするものでございます。12ページをお開きください。7款商工費1項商工費から8款土木費2項道路橋りょう費までそれぞれ職員給与費を増額とするものです。なお、8款土木費1項土木管理費の3目下水道費では001下水道事業特別会計繰出金(特定環境保全公共下水道)を24万1千円の増額とするものでございます。14ページをお開きください。8款土木費4項住宅費から10款教育費2項小学校費までそれぞれ職員給与費を増額とするものです。16ページをお開きください。同じく10款教育費2項小学校費から10款教育費4項社会教育費までそれぞれ職員給与費を増額とするものです。一般会計は以上でございます。

続きまして、議案第137号、平成29年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算

第4号でございます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ27万8千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を17億2千321万7千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。先ほど一般会計の歳出でご説明いたしました一般会計繰出金、こちらのほうでは一般会計繰入金でございますが27万8千円の増額とするものでございます。6ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費1項総務管理費の職員給与費を27万8千円の増額とするものです。続きまして議案第138号、平成29年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号でございます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ9万4千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を5千933万3千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。先ほど一般会計の歳出でご説明いたしました一般会計繰出金、こちらのほうでは一般会計繰入金でございますが9万4千円の増額とするものでございます。6ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費1項施設管理費の職員給与費を9万4千円の増額とするものです。

続きまして議案第139号、平成29年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号でございます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ38万3千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を8億6千332万4千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。先ほど一般会計の歳出でご説明いたしました一般会計繰出金、こちらのほうでは一般会計繰入金でございますが38万3千円の増額とするものでございます。6ページをお開きください。歳出でございます。1款衛生費1項清掃費から3款土木費1項下水道費までそれぞれ職員給与費を増額とするものです。以上、4議案について地方自治法第96条第1項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●議長(山中康樹) 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了しました。これより、質疑に入ります。質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。始めに、議案第136号に対する質疑に入ります質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第136号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第137号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第137号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第138号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第138号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第139号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、議案第139号に対する質疑を終わります。これより、議案の討論・採決に入ります。討論は反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互

に行います。始めに、議案第136号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第136号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第136号、平成29年度邑南町一般会計補正予算第8号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第137号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第137号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第137号、平成29年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第138号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第138号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第138号、平成29年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第139号に対する討論に入ります。反対討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第139号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第139号、平成29年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 議会提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長(山中康樹) 日程第5、議会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。発委第3号、地方の道路整備促進を求める意見書の提出について、を議題といたします。提出者からの説明を求めます。日野原、産業建設常任委員長。

(委員長登壇)

●日野原産業建設常任委員長(日野原利郎) 発委第3号、邑南町議会議長山中康樹様、提出者、産業建設常任委員会委員長、日野原利郎。地方の道路整備促進を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第3項の規定により提出します。提案理

由ですが、通常、地方自治体が行う道路整備におきましては、国の負担又は補助に割合は二分の一というようにされておりますけれども、国民の安全、安心、安全の確保や生産性の向上等による成長力の強化などのため、道路整備に関し国の負担又は補助の割合について、道路整備事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律第2条で、平成20年度以降十年間において地方公共団体に対する道路の舗装、その他の改築に関する国の負担又は補助の割合については、道路法及び土地区画整理法の規定にかかわらず、十分の七以内の範囲で政令で定めることができるとされましてこれまで運用されてきております。このようにこの特例措置は、平成29年度末までの時限措置であり、地方の道路整備のため平成30年度以降も引き続き継続されることを求めるため、関係機関に意見書を提出しようとするものであります。それでは意見書案の方を朗読をさせていただきます。

地方の道路整備促進を求める意見書。道路は、住民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、少子・高齢化が進行する中、地域の自立・競争力の強化を図るためには、地方が必要とする道路を計画的且つ迅速に進める必要がある。平成28年5月、町内の主要地方道で、斜面より発生した落石が通行する自動車を直撃し、助手席の尊い命が失われる痛ましい事故が発生した。山間部の中高地に位置する邑南町は、落石の危険箇所も多く、利用者の安全確保、落石事故の再発防止のため落石対策を図ることが喫緊の課題となっている。また、当町は、平成の合併により広域化したため、地域の潜在力を真の地域振興に活かしていくには、広域道路ネットワークの構築が極めて重要と考える。さらに、中国山地の豪雪地帯に位置するため、冬期における生活道路の確保など多くの課題を抱えており、交流と暮らしを支える利便性の高いまちの実現のため行政と一丸となって努力している。こうした中、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律により道路事業や交付金事業の補助率が嵩上げされているが、この特別措置は平成29年度末までの時限措置となっており、平成30年度から地方負担が増加することは、自主財源に乏しい地方にとって死活問題である。地方の安全安心な生活の確保と定住人口の増加、地域活力の向上に資するため、補助率嵩上げ措置を平成30年度以降も継続するとともに、必要な道路整備が長期安定的に進められるよう道路関係予算の総額を確保することを強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年12月15日、邑南町、島根県邑南町議会。提出先でございますが、大島理森、衆議院議長。伊達忠一、参議院議長。安倍晋三、内閣総理大臣。野田聖子、総務大臣。麻生太郎、財務大臣。石井啓一、国土交通大臣。以上のところに提出しようとするものです。議員各位の賛同をお願いいたします。

●議長(山中康樹) 以上で、提出者からの説明は終了しました。これより、発委3号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、発委第3号に対する質疑を終わります。

(委員長降壇)

●議長(山中康樹) これより、討論に入ります。討論は、反対討論、賛成討論と交互に行います。始めに、発委第3号への反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。



(「ありません」の声あり)

●議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発委第3号に賛成の方の挙手を求めます。

●議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、発委第3号、地方の道路整備促進を求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 閉会中の継続審査・調査の付託

●議長(山中康樹) 日程第6、閉会中の継続審査、調査の付託について、を議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査、調査に付することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査、調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第7 議員派遣について

●議長(山中康樹) 日程第7、議員派遣について、を議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣したいと存じます。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

閉会宣告

●議長(山中康樹) 以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。町長よりご挨拶がございます。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(山中康樹) はい。

●石橋町長(石橋良治) 議長からお許しをいただきましてので、ええ、年末ということで、今年を振り返って皆さん方にお礼も兼ねてご挨拶をいたしたいというふうに思います。まあ、

今年は災害も無く、大きな問題もそうそう無く、まあ、平穏な年であったかなというふうにまあ思っています。特にあのお、地区別戦略では各地区ともまあいうふうに変活発になってきたという実態がございますし、それから農業問題でも、まあ、米については前年よりも一等米比率も上がり、値段の方もそこそこ落ち着いているということもございます。ええ、そういう意味でマスコミにいろいろと邑南町が出て町内外にアピールすることもできましたし、そういったこともあって今年の2月にはふるさとづくり大賞というものを、まあ、総務大臣からいただき、そして11月1日には地方自治法制定70周年を記念して、天皇皇后両陛下ご臨席のもとに邑南町も表彰されたということもあって、まあ、非常にまあ順調な年ではなかったかなというふうに総じて思います。ええ、いよいよあ、平成30年度の税制改正大綱が固まったわけではありますが、ええ、皆さん方からいろんな事業について注文もあって、その財源をどう確保するかということについては、邑南町のみならず地方は大変苦慮している訳であります。まあ、先ほども道路の問題についても意見書を出されました。ほんとにあのお、道路財源というものが特定財源が無くなったおかげで非常にまあ乏しくなってきたという実態があるということでもあります。ええ、地方の財源についても国は総務省を中心に、とにかく一般財源総額というものは必ず確保するということでございます。これはこれで非常に安心はした訳ではありますが、一方地方交付税については、地方の税収も増えているということもあって、ええ、今年よりもマイナス3千億円というようなことが今言われております。しかし、地方交付税というのは我々にとっては命綱でありますので、その穴埋めを臨時財政対策債でなんとかしようということでございますが、これはまあ、財務省が非常に嫌って訳でございます。まあ、そういうようなことがまた年明けから財務省とのそうしたやりとりが始まってくるんだろーと思います、なんとしても地方交付税は確保してもらわなきゃ困るというふうに思っている訳であります。

ええ、そしてまあ、税制改正大綱の中で邑南町議会も意見書等をして出された森林環境税がいよいよ目の目を見ることが相成りました。これはあのお、振り返ってみますと、20年来の市町村の悲願でございまして、やっぱり山が整備されないと全ての問題が出てくるということがずっとこう言われてきた訳ではありますが、これがそういうことになってくるということでございます。ええ、当初は31年度ぐらいから、これが実行されるんではないかというふうに思っておりましたけども、まあ、消費税が10%に上がるという問題もあるし、ええ、それから平成35年度まで東北の大震災の復興税が今年間一人あたり千円国民に加算されているということもあって、ええ、まあそういった事情もあって、この森林環境税そのものは平成36年度から実施されるということでございます。ええ、じゃあその間どうするかということについては、当然国の方は議論をされてきた訳ではありますが、今私が承知しておりますのは、31年度から35年度まで、森林環境譲与税というようなものを創設して市町村と都道府県に配分するということがどうも固まってきたということを聞いております。ええ、その額であります、その31年度から35年度までの6年間の内、その半分3年間は

毎年200億円、これを都道県が約1割から2割、残りの9割から8割は市町村へということが3年間続き、残りの3年間は300億円というものが、配分するというようなことを聞いております。まあ、いずれにしても、まあ、そうしたものを財源としながらしっかり森林整備をやっていくということになる訳であります。ええ、まあ、新整備については非常に財源が乏しい中でこうしたものが民有林面積に応じて配分されるということになっておりますので、邑南町でもそうしたことをしっかり受けて体制づくりをして森林整備をやっていきたいとまあいうふうに思っております。また、税制改正大綱の中でいわゆる地方消費税の問題もずっと議論されてきた訳であります、従来は消費地に対して手厚く配分をされておりましたけども、これをまあ人口比も入れて50%、50%で地方の方にも手厚く配分することになったようでございます。そうしますと、大都市である東京は約1千億円、大阪は約百億円、こうしたものが減収になる訳であります、そうした反対意見もあったと思いますけども、それを抑えてそういう配分になるということでございます。ええ、少しでもそうしたものが地方に配分されて、我々の生活が豊かになり予算も組みやすくなることを願っている訳であります。

ええ、それから道路の問題でありますけども、これはまだ議論今からされるのであります。ようが、高速道路がなかなか延びないっていう問題もあったりして、ええ、今の無料道路がかなりまあ全国的にある訳であります。これをあのお、今後の維持メンテナンスも当然出てくる訳でございますので、無料区間についても、たとえば尾道松江線がある訳であります、有料にしようというような動きがどうもあるようでございます。やはり利用いただく方にはしっかりいただくということが、まあ、本当に必要なのかなというふうに私も思います。ええ、それから合区の問題であります、これは本当に大変な問題でございます、特に政府与党の自民党については完全に集約している訳であります、憲法改正の中で合区を解消していこうということでございます。ただ、公明党さんが非常にこれはあのお、強く反対しているということでまだその辺が大きな問題として残っている訳であります、私もこの議会が終わって19日にまた上京して当面今困っている高知、徳島、島根、鳥取の町村会長が4人集まって、参議院の方へ伺ってしっかり意見を申し述べていこうとまあいうふうに思っている訳であります。ただ、いずれにしてもこれがあのお、国会議員さん、対象の国会議員さん等々が動いても、これは我がことの問題だということでなかなか理解得られないという問題もある訳でございます、今後は年明け、地方6団体でこれはこぞって反対すると、まあそうした形で全国規模の大集会をやるというような計画をまあしております。是非皆さん方もそういう意味では積極的に参加をいただきたいなあともまあいうふうに思っております。まあ、いずれにしても私も全国町村会の会長代行という立場になりましたので、今年一年、ええ、政府と地方のもろもろの協議の場にも出さしていただいたり、あるいは地方を守る国会議員さん多数おられますので、そうした会にも出さしていただいたりして意見交換もずいぶんやってきたということで、私自身も充実した年でございました。ええ、来年はどういう

年になるか想像もつく訳であります。当面は三江線の問題でございまして、廃止に伴う代替交通をスムーズに運行につなげるというところが一点と、それに伴ってその資産活用をどうするかということが当面の大きな課題として残っております。ええ、まずは議員の皆さん方にもいろんなご指導をいただきながら、来年もいい年になるように頑張っていきますのでよろしくお願いしたいというふうに思います。本当に今回ありがとうございました。

●議長(山中康樹) ええ、議長として3回の定例会、この議会を大過なく終わらせていただきましたのも、議員各位の皆様方をはじめ、執行部の皆様方のご協力をいただきましたことに誠にお礼を申し上げます。本日をもちまして、12月定例議会終了いたしました。ええ、本年度よほどの事案が出ない限りは本会議は開催はされないと思っております。しかしながら、議員各位には各事務組合、又しごとづくりセンターオープン、そしてまた三江線の活用など、年末にはまだ職責が残っておるところでございます。平成30年度、議会、執行部と共に適度な緊張を持ちながら持続可能な邑南町が推進できますように念じまして、本年度のお礼を申し上げます。大変ありがとうございました。

●議長(山中康樹) ええ、以上をもちまして、平成29年第9回邑南町議会定例会を閉会いたします。

—— 午前10時40分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員